

平成23年第2回定例会

階上町議会会議録

平成23年3月11日 開会

平成23年3月18日 閉会

階上町議会

平成 23 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

平成 23 年 3 月 11 日 午前 10 時 00 分開議

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 提案理由説明

日 程 第 4 陳情第 1 号 「所得税法第 56 条廃止を求める意見書」に関する陳情

日 程 第 5 陳情第 2 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局
青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情

日 程 第 6 陳情第 3 号 新たな高齢者医療制度に関する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番 百 目 木 和 俊 君	2 番 大 江 和 夫 君
3 番 林 貢 君	4 番 浜 谷 政 己 君
5 番 加 藤 祐 君	6 番 重 文 字 勝 義 君
7 番 鹿 原 章 男 君	8 番 石 川 清 人 君
9 番 山 田 恵 治 君	10 番 土 橋 信 夫 君
11 番 郷 州 公 典 君	12 番 畑 中 弘 實 君
13 番 木 村 勝 彦 君	14 番 松 森 蒿 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
総 務 課 長	上 博 文 君	町 民 課 長	沼 沢 範 雄 君
保健福祉課長	梨 子 謙 一 君	産業振興課長	荻 ノ 沢 甚 逸 君
建 設 課 長	田 中 昇 君	教 育 課 長	中 村 豊 志 君
会 計 管 理 者	寅 谷 信 廣 君	総 務 課 指 導 監	南 正 人 君
町民課指導監	木 村 良 三 君	建 設 課 指 導 監	佐 京 孝 信 君
教育課指導監	上 野 文 生 君	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長	田 中 武 美 君
代表監査委員	志 民 安 之 助 君		

職務のための出席者

議会事務局長	浜 谷 操 君	総 務 G L 長	根 工 君
総 務 課 主 幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、9 番 山田恵治君、10 番 土橋信夫君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 8 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 18 日までの 8 日間と決定いたしました。

日程第 3、この際、議案第 1 号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての件から議案第 20 号 町道路線に認定についての件まで、20 件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ。

議長(松森 蒿君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成 23 年第 2 回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第 1 号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、表彰条例による被表彰者の待遇について所要の改正をするため提案するものである。

議案第 2 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、乳幼児等医療費給付について、給付対象とする範囲を小・中学生まで拡大することに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額等について、

所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、排水設備工事業者の指定について、所要の改正するため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、賦課対象区域の決定等に対する改正や、公示送達の規定整備をするため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、賦課対象区域の決定等に対する改正や、公示送達の規定整備をするため提案するものであります。

議案第 7 号 平成 22 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、規定の歳入歳出総額にそれぞれ 3,404 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 55 億 1,152 万 2 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。
歳入につきましては、県支出金 3,877 万 5 千円、諸収入 2,346 万 9 千円、町債 2,280 万円等を減額補正し、町税 4,385 万 2 千円、地方交付税 3,571 万 4 千円、国庫支出金 3,894 万 3 千円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、民生費 1,878 万 6 千円、農林水産業費 2,974 万 9 千円、消防費 2,650 万 3 千円等を減額補正し、土木費 3,497 万 6 千円、教育費 710 万 4 千円、諸支出金 6,065 万 8 千円等を追加補正するものであります。
歳出のうち国の補正対応分として、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、平成 23 年度の予定事業を前倒しするなどして、6,441 万 8 千円を計上しております。

次に第 2 表繰越明許費であります。庁舎雨漏等補修事業費で、平成 22 年度完了困難なものについて、平成 23 年度に繰越するものであります。特にきめ細かな交付金を活用する、庁舎、ハートフルプラザはしかみ、つくしヶ丘団地、山館前公園、小学校、中学校、中央体育館、及び、住民生活に光をそそぐ交付金を活用する、子育てサロン、乳幼児相談、図書、図書管理システムについては、今回の補正予算に計上している事業であります。

次に第 3 表債務負担行為補正であります。指定管理者制度導入に伴う、住民集会

所の指定管理料の債務負担行為を変更するものであります。

次に第4表地方債補正であります。既定の事業費の変更に伴い地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第8号 平成22年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,020万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億1,998万6千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、療養給付費等交付金4,080万5千円、繰入金895万円、諸収入に386万6千円等を追加し、国民健康保険税2,749万5千円、国庫支出金3,709万円、共同事業交付金1,993万7千円等を減額するものであります。

歳出につきましては、共同事業拠出金295万3千円等を追加し、総務費104万7千円、保険給付費2,786万円、予備費462万5千円等を減額するものであります。

議案第9号 平成22年度階上町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億9,913万4千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金に361万7千円等を追加し、保険料238万6千円を減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費236万円を追加するものであります。

議案第10号 平成22年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ231万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,384万8千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入は、繰入金1,124万2千円を減額し、分担金及び負担金892万2千円等を追加補正するものであります。

歳出は、公債費172万、施設管理費35万5千円等を減額補正するものであります。

次に第2表繰越明許費であります。設計の変更等が生じたため、2,127万1千円を翌年度へ繰越すものであります。

議案第11号 平成22年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 522 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,465 万 8 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料 211 万 3 千円、繰入金 311 万 4 千円等を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費 60 万 9 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 461 万 9 千円を減額するものであります。

次に、平成 23 年度当初予算編成にあたっての所信について申し述べさせていただきます。

「元気な日本」の復活に向けた取組みとして、政府は昨年 6 月に中・長期的な経済財政運営の指針「新成長戦略」を閣議決定し経済対策を打ち出していますが、長引く景気低迷による雇用不安は今なお続き、日本の完全失業率はリーマンショック後から幾分改善されてはいるものの、5%付近で推移しています。このことは、町の財政の根幹をなす町税についても大きな影響を与えており、特に個人町民税については、雇用情勢の悪化や給与所得の伸び悩み、雇用を求めた転出の増加等により、昨年度に引き続き減収になるものと見込まれます。

このような状況の下、当町においては、限られた財源の中で最大の効果を発揮できるよう、第 4 次総合振興計画並びに第 4 次行財政改革大綱に基づき、心豊かな生活と安心な暮らしの実現並びにさらなる財政の健全化に向けて、諸施策と行財政改革に積極的に取り組んでまいります。また、従来からの行政サービスに加え、少子高齢化の進行に伴う扶助費や社会保障費等の増加、さらには老朽化する公共施設の維持管理や廃校となった学校施設の有効活用などの課題にも取り組まなければならないと考えています。

平成 22 年度は町制施行 30 周年の節目の年であり、記念式典をはじめ、ふるさとハシカミ会の設立など、各種イベントを成功裏に終えることができ、また、町内外において協働のまちづくりが確実に浸透し、醸成されてきていると実感した年でもありました。平成 23 年度においては町制施行 30 周年を契機とし、さらなる町の発展と持続可能な町政を目指し、次の事業に重点を置き予算編成をいたしました。

1 つ目は、「地区まちづくり計画の推進による協働のまちづくり」であります。平成 22 年度と同様に、道路維持工事や私道等整備特別対策事業費補助金、協働のまちづくり支援事業費補助金及び地区計画推進交付金への予算配分を行ったところです。地区まちづくり計画においては策定から 5 年が経過し計画期間の中間年にあたることから、改めて地区まちづくり計画の内容を点検し、行政区等の意見を参考にしながら、

より一層協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

2 つ目は、「安全安心に対する施策」であります。平成 22 年度では町民へ迅速かつ正確に災害等の情報を伝達できるよう町のコミュニティ防災無線整備事業を実施したところでありますが、平成 23 年度では、老朽化した第 1 分団屯所の移転新築事業費、各行政区に自主防災組織を設置するための支援事業費、凍結防止剤散布車更新事業、道仏公民館耐震補強改修設計のための事業費等を「安全安心に対する施策」として予算計上しています。

3 つ目は、「既存施設を活用した施策」であります。平成 21 年度に廃校となった旧登切小学校について、老朽化した地元の集会施設や西部地区農産物加工施設を移転するとともに、そば打ち体験教室などの体験交流施設として利用するため、その改修事業費を計上したところであります。また、平成 22 年度末で廃校となる金山沢小学校については、町有財産活用等検討委員会等から意見を伺い、その活用方法を決定したいと考えています。さらに、道仏中学校グラウンドについては社会体育施設としての機能を持たせ、町民の運動機会の拡充と健康増進、競技力の向上を図るため、夜間照明を設置するための事業費を計上しています。

4 つ目は、「環境負荷軽減に対する施策」であります。町では平成 21 年度に環境保全率先行動計画を策定し、確実に実践しているところでありますが、平成 23 年度は公共下水道の在り方を審議した上で、汚水処理計画を見直し、各地区における汚水処理の方法を明確にすることで、さらなる水環境の保全と土壌汚濁の防止を図ることとしています。また、各行政区で設置する防犯灯については、環境負荷軽減の観点から LED 防犯灯への交換と設置を推進するため、事業を拡充し予算計上したところであります。

5 つ目は、「借入金残高の減少と基金残高の確保」であります。基礎的財政収支の改善により一般会計の借入金残高は着実に減少し、平成 22 年度末では 90 億円程度、平成 23 年度末では 87 億円程度まで減少する見込みであります。一方、年度間の財源の不均衡をならすための財政調整基金については、財源不足を補うために取り崩しを行い、平成 23 年度末での残高は 8 億 2,000 万円程度になる見込みであります。このことから、借入金については引き続き、元金償還額より上回ることをしないよう借入金残高の減少に努めるとともに、事業の効率化や年度間での事業の配分を見直すなど基金残高の確保に努め、財政の健全化を図ります。

以上 5 つの重点項目に加え、国の緊急総合経済対策に呼応して地域活性化交付金を活用した事業を平成 22 年度に前倒し計上した事業、継続事業である中山間地域総合整備事業のほか、戸籍の電算化などを実施してまいります。

財政状況を取り巻く環境は厳しさを増す一方で、年々、行政に対する期待やニーズ

は高まり、また多種多様化しています。それに対応するためには、職員の資質の向上と協働のまちづくりのさらなる推進が不可欠であり、町民一人ひとりが各地区のまちづくりに参画することが重要となります。

階上町が階上町らしく発展していくために、町民、議会、行政が一体となり、共に確かな第一歩を未来へと踏み出し、その一歩が確実な歩みとなるよう先人から受け継いだ資源を生かしながら、諸施策を展開してまいり所存であります。

それでは、議案第 12 号 平成 23 年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出総額それぞれ 56 億 3,000 万円と決めました。これは、前年度と比べ、率で 7.9%、額で 4 億 1,000 万円の増であります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入であります。町税は、長引く景気低迷の影響から、対前年度比 0.8%減の 9 億 4,607 万 9 千円を計上いたしました。

地方交付税は、国においては対前年度実績比 2.8%増の見通しですが、本町では普通交付税については対前年度実績比 2%減の 21 億 5,000 万円、特別交付税については制度見直しのため 9,000 万円を計上し、前年度当初予算比では 3.7%増の 22 億 4,000 万円を計上いたしました。

繰入金是对前年度比 98.2%増の 3 億 5,228 万 2 千円を計上いたしました。

繰入金の主なものとしましては、財政調整基金から国民健康保険特別会計への保険税軽減のための取り崩しを含め 3 億 2,135 万 4 千円、減債基金から公債費の元金償還金に充当するため 1,500 万円などを繰り入れするものです。

町債は、旧登切小学校整備事業債 5,220 万円、道路整備事業債 6,930 万円、臨時財政対策債 2 億 6,620 万円等、合計で 4 億 5,710 万円を起すものであります。

次に歳出であります。総務費は、構成比 20.5%の 11 億 5,292 万円を計上いたしました。

主なものとしまして、総務管理費に旧登切小学校改修事業費 1 億 4,723 万 2 千円、環境負荷軽減の観点から防犯灯の LED 化の推進を図るため防犯灯設置事業費補助金に 503 万 9 千円、多重債務等で困窮している方の救済事業として多重債務整理資金等貸付事業預託金に 200 万円、企画費に協働のまちづくり関連として、私道等整備特別対策事業費補助金 1,300 万円、協働のまちづくり支援事業費補助金 160 万 2 千円、地区計画推進交付金 355 万円等を計上いたしました。

民生費は、構成比 25.2%の 14 億 2,118 万 9 千円を計上いたしました。

主なものとしまして、社会福祉費に障害者福祉の給付費等に 2 億 6,487 万円、後期高齢者医療療養給付費負担金 9,859 万 6 千円、介護保険特別会計繰出金 1 億

3,121 万円、後期高齢者医療特別会計繰出金 4,100 万 7 千円、児童福祉費に保育所運営費 3 億 5,449 万 9 千円、子ども手当 3 億 1,437 万 6 千円等を計上いたしました。

衛生費は、構成比 6.9%の 3 億 8,738 万 6 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、保健衛生費に国民健康保険税の軽減分を含み国民健康保険特別会計繰出金に 1 億 6,777 万 8 千円、日本脳炎や子宮頸がん等の予防に対応するため予防接種に係る経費として 3,207 万 9 千円、入院のみ中学生まで助成対象を拡大し乳幼児医療費給付費に 1,440 万円、斎場の使用料に対して補助するため斎場使用料補助金 198 万円、一般住宅の太陽光発電システム普及のため住宅用太陽光発電システム設置補助金 280 万円等を計上いたしました。

農林水産業費は、構成比 6.0%の 3 億 3,694 万 4 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、農業費に中山間地域総合整備事業費に 8,964 万 2 千円、新たに戸別所得補償制度推進事業費として 99 万 7 千円、林業費に森林整備地域活動支援交付金 962 万 5 千円、水産業費にこれまでのアワビ稚魚放流事業補助金、稚ウニ放流事業補助金、町水産振興協議会補助金をひとつにまとめ水産振興事業費補助金として 405 万円、階上地区水産物供給基盤機能保全事業費 3,020 万円等を計上いたしました。

土木費は、構成比 9.0%の 5 億 887 万 2 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、土木管理費に漁業集落排水事業特別会計繰出金 3,813 万 9 千円、道路橋梁費に各行政区の地区計画路線の維持改修整備を図るため道路維持工事に 4,000 万円、道路新設改良費 1 億 3,992 万 4 千円、都市計画費に公共下水道事業特別会計繰出金 8,651 万 7 千円等を計上いたしました。

消防費は、構成比 1.2%の 6,639 万円を計上いたしました。

主なものといたしまして、消防費に第 1 分団屯所移転新築事業費 3,992 万 6 千円、電波利用負担金 219 万円等を計上いたしました。

教育費は、構成比 12.3%の 6 億 9,468 万 7 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、教育総務費に階上中学校プール撤去等を含め小中学校補修等工事 1,367 万 1 千円、高校生への資金貸与を継続することとし奨学資金 3,504 万円、社会教育費に道仏公民館耐震補強改修工事設計委託料 576 万 5 千円、住金鉱業株式会社の採石に係る遺跡発掘調査事業費 2,741 万 1 千円、保健体育費に道仏中学校夜間照明設置事業費 8,328 万 6 千円等を計上いたしました。

公債費は、構成比 16.5%の 9 億 2,831 万 9 千円を計上いたしました。

以上申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比 0.9%増の 27 億 4,216 万円となり、予算総額に占める割合は 48.7%

となりました。増となった要因は、主に子ども手当の増による扶助費の増であります。

次に投資的経費は、前年度比 107.2%増の 6 億 6,210 万 4 千円となり、予算総額に占める割合は 11.8%となりました。増となった要因は、主に旧登切小学校改修事業費分の増であります。

次に、物件費や補助費等その他の経費は、2.0%増の 22 億 2,573 万 6 千円となり、予算総額に占める割合は、39.5%となりました。

第 2 表債務負担行為は、定住自立圏連携事業に関連し、南郷そば振興センターを協同で利用するためのものです。

第 3 表地方債は、旧登切小学校改修事業、中山間地域総合整備事業、階上地区水産物供給基盤機能保全事業、道路整備事業、第 1 分団屯所移転新築事業、臨時財政対策合わせて 4 億 5,710 万円を起こすものであります。

議案第 13 号 平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 144 万 9 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国民健康保険税 5 億 421 万 9 千円、国庫支出金 5 億 595 万 8 千円、前期高齢者交付金 1 億 9,130 万 3 千円、県支出金 8,750 万 3 千円、共同事業交付金に 2 億 1,913 万 4 千円、繰入金に 2 億 777 万 7 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に 1,105 万 2 千円、保険給付費に 11 億 6,995 万 3 千円、後期高齢者支援金等に 2 億 3,382 万 2 千円、介護納付金に 1 億 2,536 万 3 千円、共同事業拠出金に 2 億 3,964 万 6 千円、保健事業費に 1,168 万 8 千円等を計上いたしました。

議案第 14 号 平成 23 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,534 万 4 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料に 720 万 3 千円、一般会計からの繰入金に 3,813 万 9 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、排水処理施設の管理に伴う施設管理費に 1,040 万 9 千円、公債費に 2,486 万 2 千円等を計上いたしました。

議案第 15 号 平成 23 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4,722 万 7 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料に 1 億 5,940 万 9 千円、国庫支出金に 2 億 1,815 万円、支払基金交付金 2 億 7,718 万 4 千円、県支出金 1 億 3,169 万円、繰入金 1 億 5,811 万 2 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,728 万 5 千円、保険給付費 9 億 1,460 万円、地域支援事業費 1,493 万 9 千円等を計上いたしました。

議案第 16 号 平成 23 年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 4,217 万 9 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、分担金及び負担金に 1,975 万 4 千円、使用料及び手数料に 917 万 4 千円、国庫支出金に 6,150 万円、一般会計からの繰入金に 8,651 万 7 千円、諸収入に 373 万 3 千円、公共下水道事業債に 6,150 万円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に水洗便所等工事資金補給金補助金及び公共下水道接続奨励金などとして 1,775 万円、施設管理費に浄化センター及びポンプ場の管理委託費などとして 3,059 万 3 千円、公共下水道事業費に設計及び工事費などとして 1 億 4,047 万 4 千円、公債費に元金及び利子償還金として 5,286 万 2 千円等を計上したものであります。

次に第 2 表地方債であります。公共下水道事業に係る 6,150 万円を起すものであります。

議案第 17 号 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,025 万 6 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料に 4,907 万 1 千円、繰入金に 4,100 万 6 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に 1,016 万 7 千円、後期高齢者医療広域連合納付金に 7,973 万 4 千円等を計上いたしました。

議案第 18 号 第 4 次階上町国土利用計画基本構想を定めることについて、ご説明いたします。

本案は、自然に恵まれた町土の均衡ある発展を図りつつ、長期にわたる安定した土

地利用の総合的な基本方向を示す第4次階上町国土利用計画基本構想を定めるため提案するものであります。

議案第19号 公の施設の使用に関する協定の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸市との間において締結した定住自立圏形成協定に基づき、八戸市南郷そば振興センターを本町の住民が使用することについて、公の施設に関する協定を締結するため提案するものであります。

議案第20号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、柳沢団地4号線及び階上中学校・野沢線について新たに認定するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

(町長降壇)

議長(松森 蒿君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第4、陳情第1号「所得税法第56条廃止を求める意見書」に関する陳情についての件から、日程第6、陳情第3号 新たな高齢者医療制度に関する陳情の件まで、3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、陳情第1号の件を総務財政常任委員会に、陳情第2号の件を産業建設常任委員会に、陳情第3号の件を教育民生常任委員会にそれぞれ付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって陳情第1号を総務財政常任委員会に、陳情第2号を産業建設常任委員会に、陳情第3号を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月14日の3日間、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月14日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は、3月15日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 10時44分)

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
540 EAST 57TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637

1975-1976

平成 23 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 23 年 3 月 15 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 議事日程の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	百 目 木 和 俊 君	2 番	大 江 和 夫 君
3 番	林 貢 君	4 番	浜 谷 政 己 君
5 番	加 藤 祐 君	6 番	重 文 字 勝 義 君
7 番	鹿 原 章 男 君	8 番	石 川 清 人 君
9 番	山 田 恵 治 君	10 番	土 橋 信 夫 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	木 村 勝 彦 君	14 番	松 森 嵩 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
総 務 課 長	上 博 文 君	町 民 課 長	沼 沢 範 雄 君
保健福祉課長	梨 子 謙 一 君	産業振興課長	荻 ノ 沢 甚 逸 君

建設課長 田 中 昇 君 教育課長 中 村 豊 志 君

会計管理者 寅 谷 信 廣 君 総務課指導監 南 正 人 君

町民課指導監 木 村 良 三 君 建設課指導監 佐 京 孝 信 君

教育課指導監 上 野 文 生 君 石鉢ふれあい
交流館長 田 中 武 美 君

代表監査委員 志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君 総務 G L 長 根 工 君

総務課主幹 平 戸 真 澄 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議事の都合により、これにて終了したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 16 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3 月 16 日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は 3 月 17 日 午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 10時03分)

UNCLASSIFIED

平成 23 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 23 年 3 月 17 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 2 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 3 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 4 号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 5 号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 6 号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 7 号 平成 22 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 9 議案第 8 号 平成 22 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 9 号 平成 22 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 11 号 平成 22 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 10 号 平成 22 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百 目 木 和 俊 君	2番	大 江 和 夫 君
3番	林 貢 君	4番	浜 谷 政 己 君
5番	加 藤 祐 君	6番	重 文 字 勝 義 君
7番	鹿 原 章 男 君	8番	石 川 清 人 君
9番	山 田 恵 治 君	10番	土 橋 信 夫 君
11番	郷 州 公 典 君	12番	畑 中 弘 實 君
13番	木 村 勝 彦 君	14番	松 森 蒿 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
総 務 課 長	上 博 文 君	町 民 課 長	沼 沢 範 雄 君
保健福祉課長	梨 子 謙 一 君	産業振興課長	荻 ノ 沢 甚 逸 君
建 設 課 長	田 中 昇 君	教 育 課 長	中 村 豊 志 君
会 計 管 理 者	寅 谷 信 廣 君	総務課指導監	南 正 人 君
町 民 課 指 導 監	木 村 良 三 君	建設課指導監	佐 京 孝 信 君
教育課指導監	上 野 文 生 君	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長	田 中 武 美 君
代表監査委員	志 民 安 之 助 君		

職務のための出席者

議会事務局長 浜谷 操 君 総務 G L 長 根 工 君
総務課主幹 平戸 真澄 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

4 番、浜谷政己君の質問を許します。

4 番（浜谷政己君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 浜谷政己君。

4 番（浜谷政己君） ハイ、4 番、浜谷政己です。（浜谷議員登壇）

4 番（浜谷政己君） 質問の前に、一言申し上げます。

去る 3 月 11 日に発生した、東北関東大震災では、各地で甚大な被害を受けております。

大事な財産や尊い人命を失いました。心からのお見舞いと哀悼の意を表します。

町では、速やかに災害対策本部を設置し、町長はじめ職員のみなさま、消防団、その他多くのみなさまに昼夜を問わず活動いただき、大変なご苦勞をおかけしました。

特に、4 か所の避難所でありますけれども、弱者である一人暮らしのご高齢者の方を収容し、心温かい対応をしていただきました。

関係者のみなさまに衷心より厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

階上町の救急医療体制の現状についてお伺いします。

東部地区には、医療機関は歯科診療所と接骨医院の2か所だけです。内科診療所が必要と思っております。

しかしながら、医師不足という状況にあって、実現することが非常に難しい。だからこそ医療機関がない地域とすれば、救急医療体制の充実が是非とも必要であります。

そこで、町の救急医療体制はどうか、その活動・運航状況についてお伺いします。

聞くとところによれば、ドクターヘリは新年度から県病と八戸市民病院とで半年ずつ交代運行する体制のようですが、八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟が昨年5月にドクターヘリの2機導入について決議し、県に対し陳情したところですが、県からよいご返答がありません。先月おいらせ町で行われました定住自立圏形成に関する会合において、再度決議し、5月に強力に陳情することとなりました。

町民はじめ町当局も声を大にして、ドクターヘリ2機導入の実現にむけ、働きかける必要があります。町長のご答弁をお願いします。

次に、町の公園の整備と種差海岸国立公園の編入についてお伺いします。

公園の整備については、目的を大まかに分けますと、自然を生かし、守って人々が散策できる。遊園地があってレクリエーションができる。スポーツができる総合運動公園などがあると思いますが、町の現在ある公園はそれぞれに、どの目的で整備されたのか、またその利用度についてお伺いします。

今後、公園の整備計画があるでしょうか。

駅前まちづくり計画によれば、階上駅裏から海岸まで、自然散策と併せてゲートボール等、軽スポーツができる公園の整備を望んでおります。私は町民拳って花見ができる公園、軽スポーツができる公園が必要であると思っております。町民の健康増進と福祉向上を図ることができる公園づくりをお願いいたします。

新聞紙上で最近よく目にするのは、種差海岸の国立公園化について報道されております。階上の海岸も編入されるものと思いますが、どうでしょうか。観光の面を考えますと歓迎すべきですが、一方で、県立公園より指定される範囲が広くなり、個人の財産でも規制対象となるとお聞きしますが、この点いかがでしょうか。また、県立自然公園階上岳はどうなりますか。町長のご答弁をお願いいたします。

以上壇上からの質問を終わります。

(浜谷議員降壇)

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでははじめに、この度の宮城県沖の大地震により、多数の方が亡くなられ、なお、数知れない多くの行方不明者がおられます。

亡くなられた方々及びご家族の方々に心より哀悼の意を捧げますと共に、一刻も早く、不明者の安全確認がされることを願うのみです。

当町においても、大槌町で不幸にして 1 名の方の死亡が確認されました。

また、沿岸部においても、住居や漁業関係施設等において甚大な被害も発生しております。被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げますと共に、今後、復旧に向けて全力を傾注して参りますので、議員各位にもご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、ただ今の浜谷議員のご質問に入らせていただきます。

まず一点目の、階上町の救急医療体制についての件でございますが、急速な少子高齢化の到来や生活習慣病の増加等に伴う医療ニーズが増大している中で、保健医療体制を充実させることによって、安心して医療サービスを受けられるようにするために、県では平成元年に「青森県保健医療計画」を策定して、数度にわたる見直しを行ってきたところであります。

浜谷議員ご質問の、救急医療体制については、この計画の中で、当町は青森県を 6 つのブロックに分けた二次保健医療圏の中の、八戸地域に位置づけされております。そしてその構成メンバーは、八戸地域広域市町村圏事務組合と同じ 8 市町村となっております。

計画では、構成メンバーが連携をとって、役割分担をすることによって医師不足の解消と良質な医療サービスを提供するための体制確立を目的としたもので、初期救急医療や入院救急医療、また救命救急医療の役割を担うことによって、必要な医療を集中的に受けられるようにしようというものであります。

救護体制については、八戸地域広域市町村圏事務組合の消防機関に配置する救急車のほか、総合的な医療体制の整備としてドクターカーとドクターヘリを運行(航)しております。ドクターカーは現在 2 台により運行しておりますが、平成 22 年の 4 月 1 日から 23 年 2 月 28 日までの出動が 512 件、その内階上町では 33 件となっております。なお 512 件の内、劇的な救命件数は 43 件ありました。

また、ドクターヘリは平成 22 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 28 日までの出動が、全部で 319 件、内階上町は 13 件となっております。なお、新年度から 4 月・5 月・8 月は八戸市民病院、6 月・7 月・9 月は県立病院が基地病院として、運航することになっております。

このように、ドクターカー及びドクターヘリの運行(航)は、医療の確保・充実が必要な地域にとって重要な役割を担っておりまして、当町の医療施設が無い地域、特に先

程お話にありました東部地域や西部地域にとりましては、救命救急医療の充実が欠かせないと考えております。

ドクターヘリの2機目の導入につきましては、これまで郡の町村会でも要望活動しておりますが、今後も是非、この配備に向けてあらゆる機会を捉えて、強く働きかけをし、町民が安心して暮らせる医療体制づくりを目指して参りたいと考えております。

次に二点目の町の公園の整備と種差海岸国立公園の編入についての件でございますが、議員ご案内のとおり公園は町民が身近に利用でき、スポーツやレクリエーション活動など町民生活に安らぎと潤いを与え、快適環境の向上にも大きな役割を果たすものと考えております。

町内の、6つある各地域の公園につきましては、議員も内容についてはご承知のことでございますが、町民が気軽に利用でき、そして自然空間の中で自由に楽しんでもらえる、そういうことを目的に整備しており、この具体的な利用状況については、はっきりと把握はしてございませんが、町内外を問わず大勢の方々からコミュニティやレクリエーション、憩いの場、安らぎの場として利用されているところであります。

なお、階上駅裏の公園整備についての件であります。駅前地区町づくり計画では、駅裏から海岸方面にかけて、ゲートボールや地域住民の健康づくり公園として要望されておりますので、地域のみなさんのご意見、また、ご協力いただきながら検討して参りたいと考えております。

次に種差海岸国立公園の編入についての件であります。これは環境省では5年毎に行っている国立公園、国定公園の総点検事業において、平成22年10月に環境省中央環境審議会自然環境部会自然公園省委員会の中で国立国定公園の新規の指定、大幅な拡張の対象候補地として全国18地域の中に選定されたことを発表されております。この候補地の中に現在の陸中海岸国立公園に加え、種差海岸までの三陸海岸が大規模拡張候補地として選定されております。このことを踏まえて、現在環境省では具体的な区域を検討するため、該当地域の自然環境や利用状況、また関係者等との調整など調査作業を進めております。

今後の環境省の作業予定であります。現在の調査作業の結果を踏まえ、夏頃までには環境省原案を策定し、そしてそれを基にファブリックコメントや関係機関への協議等を経て、中央環境審議会へ諮問し、そして答申を受けて告示する流れになると伺っております。

次に、県立自然公園との関係であります。本町で、県立自然公園に指定されている箇所は、階上岳と階上海岸であります。今回の国立公園の拡張候補地は海岸のみで階上岳は県立自然公園として残ることになります。

そこで、現在の海岸線の地域指定について申し上げますと、青森県立自然公園条例というのがございまして、第2 或いは第3 種特別地域と普通地域に指定されておりますが、自然公園法の中では、特別保護地区と海域公園地区の指定区分も加わることになります。

しかし、これら指定地域並びに公園の指定範囲につきましては、現在行われている調査結果を踏まえて素案が出されますので、その時点でお示しすることになると思います。

また、国立公園になって変わる点でございますが、指定地域の結果によって規制の内容も変わってくるということと、公園内の許認可申請等の窓口が県から国になることです。町といたしましては原案ができ次第、まず、地域のみなさんに充分説明をしていただくこと、そしてまた漁業や漁港施設等の改修事業等に支障をきたすことのないように、強く要望しているところであります。

今後におきましては、環境省の作業の進捗状況を見ながら議員のみなさまにもご報告申し上げますと共に、地域住民の方々へ説明など適切な対応をして参りたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

4 番(浜谷政己君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 4 番、浜谷政己君。

4 番(浜谷政己君) ご回答ありがとうございました。

ただ今町長から、大震災の復興に対する力強い言葉をいただきありがとうございました。私達も物心両面で支援を惜しまずに、努めなければならないと思っております。

それで、第一点目のドクターヘリの関係でございますけれども、昨年近所の方でウニ採りをしておりました際に病気になりました。その際にドクターヘリが来まして、今年に入りまして2 月に無事退院になりましたが、これも劇的救命数の中に入るのかなという感じをしております。緊急な時に、非常にこのドクターヘリは大切だとこのように思います。是非、強力に県に対して、町民上げてお願いしていきたいものと、このように思います。町に対してもそのようにお願いしていきたいと思っております。

次に公園のことでございますけれども、これは私が、パークゴルフ協会の一会員としても話しするわけですが、鳥屋部の農村公園でございますけれども、平成17 年から22 年の6 年間貸していただきまして、会員みんなが楽しんで参りました。お陰さまで健康づくりや全てのことを、階上町民だけでなく八戸市民との交流もしながら

らやって参りまして、町に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、残念ながら23年4月からは使用できなくなるわけでございまして、この点に関しましても、今後パークゴルフを普及、活動していくためには、町のご協力が必要と思っております。

また、近隣の市、町におきましても、町では町立のパークゴルフ場などができております。全国的に見ましても、全国に市町村が22年4月1日現在におきまして1727あるわけですが、その中で自治体といいたしましうか、自治体で作っているパークゴルフ場は190あります。190市町村ありまして率にしますと11%、こういうふうな状況にあります。

是非、健康づくり、福祉の向上等を考えましたらば、パークゴルフ場をお願いしたいものだと、このように思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年、私共は四国に行って参りまして、その際に・・・。

議長（松森 蒿君） 暫時休憩します。

（午前10時24分）

（午前11時48分）

議長（松森 蒿君） 休憩前に引続き会議を開きます。

議事の都合により、本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は3月18日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 11時49分）

平成 23 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 4 号

平成 23 年 3 月 18 日 午前 10 時 15 分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 2 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 3 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 4 号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 5 号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 6 号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 7 号 平成 22 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 9 議案第 8 号 平成 22 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 9 号 平成 22 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 11 号 平成 22 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 議案第 10 号 平成 22 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 13 議案第 12 号 平成 23 年度階上町一般会計予算

- 日程第 14 議案第 13 号 平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 14 号 平成 23 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 15 号 平成 23 年度階上町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 16 号 平成 23 年度階上町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 第 4 次階上町国土利用計画基本構想を定めることについて
- 日程第 20 議案第 19 号 公の施設の使用に関する協定の締結について
- 日程第 21 議案第 20 号 町道路線の認定について
- 日程第 22 議案第 21 号 提案理由説明
- 日程第 23 議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 日程第 24 陳情第 2 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第 25 議会案第 1 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書
- 日程第 26 閉会中における継続審査の件
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13 名）

1 番	百 目 木 和 俊 君	2 番	大 江 和 夫 君
3 番	林 貢 君	5 番	加 藤 祐 君
6 番	重 文 字 勝 義 君	7 番	鹿 原 章 男 君

8番 石 川 清 人 君

9番 山 田 恵 治 君

10番 土 橋 信 夫 君

11番 郷 州 公 典 君

12番 畑 中 弘 實 君

13番 木 村 勝 彦 君

14番 松 森 嵩 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君

副 町 長 久 保 和 子 君

総 務 課 長 上 博 文 君

町 民 課 長 沼 沢 範 雄 君

保健福祉課長 梨 子 謙 一 君

産業振興課長 荻ノ沢甚逸君

建 設 課 長 田 中 昇 君

教 育 課 長 中 村 豊 志 君

会 計 管 理 者 寅 谷 信 廣 君

総務課指導監 南 正 人 君

町民課指導監 木 村 良 三 君

建設課指導監 佐 京 孝 信 君

教育課指導監 上 野 文 生 君

石鉢ふれあい
交 流 館 長 田 中 武 美 君

代表監査委員 志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長 浜 谷 操 君

総 務 G L 長 根 工 君

総 務 課 主 幹 平 戸 真 澄 君

開会の宣告

午前10時15分

開議の宣告

午前 10 時 15 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

5 番、加藤 祐君の質問を許します。

5 番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君） ハイ、5 番、加藤 祐です。（加藤議員登壇）

5 番（加藤 祐君） まずもって、冒頭に浜谷政己議員に対しまして、弔意を申し上げます。

長い間、行政に携わりそしてその高度な知識と高い識見をもって、議会で活躍しその間私達も多くのことを学びました。

これからまだまだ、ご指導いただきたいその最中、先般わが町発展のために一般質問の道半ばにして、倒れられました浜谷政己議員。さぞかし残念だったろうと思います。ただただ残念でなりませんが、今は安らかにお休みすることを願うばかりでございます。浜谷政己議員の御霊に真の御霊を捧げ、衷心により弔意を申し上げたいと思います。

併せて、我が国、観測史上はじまって以来の未曾有の津波・地震の災害に遭われましたみなさま方に対し、お悔みとお見舞いを申し上げる次第でございます。

そしてまた、職員のみなさま方には深夜問わず奮闘し、そして精一杯町のために尽くされる姿を見ますと、これからも行政、議会そして町民が三位一体となって、一日も早い復興を願うものでございます。

それでは、3 月議会にあたりまして、先に通告しておきました、住宅耐震化の取り組みについて伺います。

平成 19 年 9 月定例会に、木造住宅耐震診断事業補助金制度の取り組みについて一般質問をしておりますが、平成 23 年 2 月 7 日のデーリー東北の住宅耐震化対応遅れる青森県内と報道されました。大規模地震にたびたび見舞われている青森県でも、住宅

に向けた取組みは遅れている。耐震改修の補助を受けられる市町村が全くないのは青森、沖縄両県のみだった。

国は、診断・改修の２段階の費用を国、県、市町村が補助する制度を設ける。この制度を活用するかどうかは都道府県や市町村次第で、岩手県は全市町村で改修までの補助を受けられる。

この制度は、新潟県中越沖地震の時に老朽化した住宅の倒壊により多くの犠牲者が出たことを受け、耐震化を即するため国土交通省が昭和５６年５月３１日前に着工した木造住宅を対象に、耐震診断の補助制度が設けられました。

本町も計画を策定し取組んできたものと認識しておりますが、町民に対する意識の高揚やアピールはどのようにしてこられたのか。

また、改修の補助制度は青森県は設けないとありますが、今後の取組みはどのようにしていくのかをお伺いします。

なお、本定例会３月議会にあたり、関係各位の特段のご指導を賜りましたことに、感謝と敬意を申し上げ、壇上からの質問を終わります。

（加藤議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） はじめに、昨日の議会の一般質問中に浜谷議員が突然倒れ、ドクターヘリで八戸市民病院に収容されましたが、みなさんの祈りも届かず、残念なことに正午前、収容先でお亡くなりになりました。余りにも予期せぬ突然の訃報に言葉が見付かりません。浜谷議員さんを失いましたことは、階上町にとりましても痛恨の窮みであり、真に残念でなりません。今はただ、ひたすらご冥福をお祈りするばかりでございます。

それでは、加藤議員のご質問にお答えをいたします。

住宅耐震化の取組みについての件でございますが、住宅の耐震化は、住宅の倒壊による生命の危険を考える時に極めて重要なことであると認識しております。

加藤議員のご質問にあるとおり、青森県内の自治体は他県に比べて遅れている現状でありまして、木造住宅耐震診断支援事業を実施しているのは６つの市・町にとどまっております。

耐震改修費補助については、実施例がございません。国では方針として、平成２７年度末で耐震化率９割確保という方針を立てておりますが、県及び市町村の責務とし

ては努力義務の既定となっており、このことが財政的に厳しい自治体の政策を鈍らせている要因ではないかと考えているところであります。

町では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、平成21年12月補正予算で「町耐震改修促進計画作成業務委託料」を確保いたしまして、繰越事業をして平成22年度で同計画を策定することで、作業を進めて参りました。

この計画は「青森県耐震改修促進計画」が策定されましたことを受けまして、「階上町耐震改修促進計画」とそれに付随する「階上町地震ハザードマップ」の策定となったものでありまして、本般その作業も終了し全員協議会におきまして、議員のみなさま方にご説明申し上げたところでございます。

この計画の主なる内容につきまして申し上げますと、大きく2つの目的を有しております。

1つ目は、耐震診断により自己所有の家屋等の危険度を認識すること。

2つ目は、耐震診断により危険と判断された建築物の耐震改修へ誘導するというところでございます。

本町の計画では、国の方針や県の計画に準拠し改修目標を定めておりまして、その目的を達成するために、耐震診断や耐震改修が行い易い環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に努めることとしております。耐震診断の結果改修の必要な建築物がどの程度になるのか、その予算規模や件数など未知の部分がある中で、今後具体的な補助金の額や支援の内容を精査し制度を立ち上げて、計画書の内容に則って初期の目的達成のため町民への周知を図りながら制度の利用を呼びかけていく所存でございます。

以上でございます。(町長降壇)

5番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 5番、加藤 祐君。

5番(加藤 祐君) ありがとうございます。

階上町も今、着々とそのことに向かっていると認識しておりますが、わが階上町は都市計画法が施行されるのが遅れまして、私の認識の中では遅れて策定したとおもっております。

というのは、46年に八戸が都市計画を導入し、そしてまたわが町は平成6年に導入したと聞いておりますが、その間、無造にも建築物がなされたものと思います。建築物の方は確認申請を受けて、出して、構造計算なり様々な審査を受けて出るわけな

のですが、その中にも工作物というのもあります。工作物というのは、いわゆる長壁とか長壁の中でも 2mを超えるものは確認申請が必要なものでございます。それも都市計画法が施行される前ですから、構造が耐震の中に当てはまらない部分が数多くあったのかなと思います。

その中で今、56 年の 5 月 31 日以前に建てられた木造の建物は、危険度が大きい。そう国でも判断し、そしてその部分がいくらあるのか。平成 19 年に国土交通省で、診断の補助を出しましょうということで、それに則って私も 19 年の議会に、9 月議会だと思うのですが、その中でわが町はどうその補助制度を取り入れるのかを聞きましたところ、わが町もそれに乗っていくんだという回答をいい、そして私はそれを進んで来たものと認識しておりました。まだそこまでは進んで来たと思っております。

ところが、今年 2 月 7 日の新聞で、デーリー東北の報道によりまして、その改修・診断の補助が付いてから改修の部分が、青森県と沖縄だけはまだそれは進んでいない。全くそれは改修の補助は出ないんだということが示されました。これはいかん。やっぱりその報道の中に見ますと、野辺地なんかでも出してあるんだけれども、町長も先程言いましたけれども、数が、物件がどのくらいあるのか、出してもそれが出てこない。この部分がかったようにも見受けられます。それは、私は、この経済のご時世でもございましょう。やりたくてもやれない。全部国でやってくれる、自治体でやってくれるというのであれば、これは沢山手を上げる人が多いだろうけれども、でも、危険だろうけれどもそこまで金をかけられないという部分が多いにあるかと思えます。

でも、その中でも、町としてどれだけの調査をしたのか、私さっき言ったように、その確認申請を得ないで建てている住宅、そして長壁の部分が危険度があるのかどうかというそのことをどれだけ調査したのか、自治体そのものの取り組みが、今問われるのではないかと思います。

県の住宅課の取り組みで、青森県がまだそこまで遅れているということなんでございますが、私はこの自治体の方から声も出していかなければ、そしてまた補助していかなければ、自治体そのものが取り組んで補助していくべき課題ではないかと、こう考えます。

県がやらないから私たちもまだそこまでというのじゃなくて、県がやらなくてもわが自治体が安心安全のために、財産を守るためにどれだけそのことを、それに取り組んでいくのかということが、私は必要じゃないかと思うわけですが、町長の考えをもう一度お伺いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

現在の状況を受けまして、新年度において作成いたしました耐震改修のハザードマップ等を基に、これを周知しながらそして町民に対してそれぞれのこの耐震に対しての意識・意見等を取り入れ、議員から言われました診断と改修これは私もセットで考えていくべきものかなという認識を持っています。

ですから、この診断をすることによって、そしてその先まで改修していくという認識を持っていただけるように誘導していくことも必要かと思っておりますので、この2点を新年度は町民に周知しながら、要望等を集約して更に進んでいきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

5番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 5番、加藤 祐君。

5番（加藤 祐君） ありがとうございます。

ハザードマップも作り、そしてこれから進んでいくんだという取り組み、これは納得しております。

でもそれが、絵に描いた餅にならないように、やはりそれをどうアピールしてどう周知徹底していくか、これもまたこれからの取り組みの課題かなと思っております。

このように、今、地震・津波、未曾有なものがこう出てきてございます。これは今倒壊してもおかしくない、そういうものが見れば見るほど出てくるのかなと、わが町が安心安全に暮らせるものを目指し、どこの行政よりも先にそれに取り組んでいくんだという姿勢を、これは、私は出していくべきものと期待してございます。

そしてまたもう一つ、町長にお伺いします。

今、災害に遭われました方々、この間議会でも視察して参りましたがけれども、その中に、家を失った人そしてまた様々な財産を失った人がございます。取り敢えずその住宅を失った人の復興が、これは一番急がれるものと思います。その中で、その方々の仮住まい、その部分の手当というのはどういうふうにして考えておられるのか、そして、もしその手当ができなければ、プレハブ住宅の設置等の考えはあるのかどうか。この考えを町長にもう一度伺いいたします。そしてまた、これからみなさんと職員、特に職員の方々は、この間も私は地震発生した時に役場に来ましたら、一生懸命取り

組みをしてございます。その姿を見まして、これもまたわが階上町の職員の力は偉大なものだと感じております。これからも職員一丸となって頑張っていくよう期待を申し上げ、私の質問を終わります。

町長の考えをもう一度伺いたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 前談の診断・改修の件につきましては、まだ県内では改修費用が出ていない状況でありますけれども、被災地の一自治体としての取り組みを示しながら、県の方へも要望をして取り組んでいきたいと思っております。

それから、現在の被害を受けられた方々に対する対応でございますが、私も避難場所を訪れ、その方々のご意見の中に、やはり最終的には住む場所を心配しておられます。これについては、現在それぞれの世帯の方々から戸別に状況を聞き、そして今後どういうことを考えているか、そしてまた更に、これはあくまでも個人の考えが第一でございますので、そして要望があればそれを受けて町の方でも住居等の手当はしていかなければならないと考えております。

その旨については、それぞれの被災された方には面接・面談は済んでございます。

そして併せて、手当についてでございますが、県では被災者生活再建支援法という法律を適用させるということでございますので、こういった法を十分に活用し、そしてまたこれにプラスして、今これから出てくるだろうと思われる支援等も活用しながら、被災された方々にはできるだけ配慮をして参りたいということで、進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（松森 蒿君） 以上で５番、加藤 祐君の質問を終わります。

９番、山田恵治君の質問を許します。

９番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） ９番、山田恵治君。

９番（山田恵治君） ハイ、９番、山田恵治です。（山田議員登壇）

9 番（山田恵治君） 3 月定例会に一般質問の場をいただき、ありがとうございます。

一般質問に入らせていただく前に、昨日の議会一般質問の中で突然倒れられ、志半ばでお亡くなりになられた浜谷政己議員に対し、心からお悔みを申し上げますと共に、ご冥福をお祈り申し上げます。

また、3 月 11 日に発生した東北関東大震災において、お亡くなりになられた方々に対し、衷心よりお悔みを申し上げますと共に、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

今回の地震・津波の発生以来、浜谷町長をはじめ町職員のみなさま方には不眠不休の対応をしていただき心から感謝を申し上げます。

被災者の方々の、一日も早い心の平穏・回復と被災地の復旧を願うと共に、微力ながらできる限りのことに努めて参りたいと思います。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

蒼前地区にある公園・防風林の有効活用についてお伺いをいたします。

蒼前地区には、町が所有する公園や防風林があります。蒼前西 1 丁目、3 丁目、5 丁目と地区の南側を囲むように帯状に点在しています。

地区住宅内には、幅約 16m～17m、距離約 400m、南側には 1km を超える距離の町有地があります。この土地は、階上町の大変有効な財産であり、蒼前地区の財産であります。

この町有地を、町の顔になるような、階上町の玄関にふさわしい場所として活用したいと思います。この地区に住む人々が、幸せを感じられるような、そして階上町民が、こんな場所があって良かったと感じられるような、地域にしていきたいと思います。

蒼前行政区の地区まちづくり計画書の中で、この防風林は道路整備計画に上がっている場所でもありますが、私は道路のみならず、健康づくりのための場所として利用したいと考えています。

今の日本は、確実に超高齢化社会へと突入して参ります。階上町も例外ではありません。そのことによって、毎年医療費は増加し、国保税は上昇、町税からの負担は増加し続けています。

この医療費の増加を抑えるには、町民が健康で元気に老後を過ごすことです。そのためには、階上町全体が健康づくりに取り組んでいかなければなりません。健康づくりは、日常の運動が大切だと言われています。高血圧や高血脂症、糖尿病など生活習慣病の原因の中に、内臓の周りに脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満が多いといわれます。

このような、内臓脂肪型肥満により生活習慣病・狭心症・心筋梗塞・脳卒中などの

リスクが高くなった状態をメタボリックシンドロームといいます。厚生労働省によると国民健康栄養調査からワーキングは特にメタボリックシンドロームの改善に期待できると報告されています。

蒼前地区にある公園や防風林を、ウォーキングコースやジョギングコース、あるいは自転車コースを備えた健康づくりの場所として活用していければと思います。

この町有財産を、町は今後どのように有効活用していくのか、お伺いをしたいと思います。

壇上からの質問を終わらせていただきます。

(山田議員降壇)

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

蒼前地区にある公園・防風林の有効活用についてでございますが、議員ご案内のとおり蒼前地区にはいくつかの町有地の防風林あるいは公園がありますが、昨年伐採したところの防風林を活用した町づくりにつきましては、以前加藤議員のご質問にお答えをし、道路や排水路などを計画的に整備して参りたい旨、回答しているところでございます。

そこで議員ご提案の、町民が健康で元気に暮らすことができるウォーキングやジョギングコース、自転車のコースを備えた健康づくりの場所としての活用についてであります。総合振興計画では潤いのある町の環境を保つ空間やスポーツ・レクリエーション活動等に対応するため、地域の特性を活かした公園の活用を推進することとしております。

これによって蒼前地区には、防風林を活用したコミュニティ公園を整備し、地域の方々の憩いの場・安らぎの場として利用されているところであります。

特に蒼前地区を含めた石鉢学区の人口は、5 千人を超える住宅地帯となっておりますので、議員ご提案の健康づくりの場として町民が健やかな生活を送れるような、そして自然と共生できるような空間の、整備の必要性は非常に高いものと考えております。

また、蒼前地区と八戸市の境界の八戸工業大学に貸付けている土地があるわけですが、平成 23 年度中に返還されることになっておりますので、地域と関係者のご意見を参考にしながら、新たな土地利用を検討して参りたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

9 番(山田恵治君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 9 番、山田恵治君。

9 番(山田恵治君) 町長のご答弁、大変ありがとうございます。

階上町の海岸線も今回の津波により大被害を受け、普及に携わる中、こういう機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

今回の蒼前地区の公園・防風林の町有財産の有効活用については、超高齢化社会に突入していく中で、健康づくりのために活用していくということは、大変重要なテーマだと思っております。

町長から今、答弁をいただいたように、地域の住民また町民の意見を取り入れながら是非、有効な活用をしていただきたいと思っております。

今は、千年に一度といわれる日本最大、国内観測史上最大の地震と津波による日本国家の危機に対し、地方議会の一議員として浜谷町長をはじめ町職員のみなさまと一緒に、復旧に取り組んで参りたいと思っております。

浜谷町長のリーダーシップをご期待し、質問を終わらせていただきます。

町長から一言だけあれば、健康に対するお考え方というものをお聞きできればと思います。

これをもって、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) 再質問にお答えをいたします。

町づくりもそうですが、健康づくりも「一日にして成らず」だと思います。

日常的な健康増進のために、活動できるそしてまた潤いのある生活を送れるようにするためにも、新たに発生する土地利用空間につきましては、それぞれのアイディアそれから工夫を凝らしながら、そして関係者のみなさんのご意見をいただきながら、今後、その地域の人たちがより豊かさを感じられるような、健康増進になるような町づくりそしてスポットにしていけるように、取り組んでいきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（松森 蒿君） 以上で9番、山田恵治君の質問を終わります。

2番、大江和夫君の質問を許します。

2番（大江和夫君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 2番、大江和夫君。

2番（大江和夫君） ハイ、2番、大江和夫です。（大江議員登壇）

2番（大江和夫君） 昨日の突然の浜谷議員の訃報に対し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、先の東北関東大震災に遭われ命を奪われた方々及び、家屋を無くされた方々に心より哀悼の意を表したいと思います。

また、わが町の海岸一体にも大被害があり、避難されている方々また、家屋の倒壊に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

そして停電の中、避難者の誘導、情報収集に奔走してくれた地域の方々、並びに役場職員の全員が昼夜を問わず対策本部に詰めてくれたことに対し、改めて感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

それでは通告に従い、質問に入らせていただきますが、このような事態でありますので簡単に2点ほどお聞きしたいと思います。

まず一点であります、学校給食センターの件でございます。

給食資材の導入の件でございますが、多方面にわたり資材の購入をしておるようではありますが、あり方として加工品は別としても農産物及び果物類は優良品を調達していると聞いております。規格品では駄目だということではないのですが、姿形にとらわれず、いわゆる地場産品の使用を最大限活用できないものかというふうに思っております。

県の方では、地産地消ということを推進していますが、わが町の給食センターでは、このような考えはあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

もう1点は、生徒達の給食費の件であります。

国の政策で昨年より始まった子ども手当でございますが、場合によれば新年度より

無くなるのではないかというふうに危惧しております。

このようなことを考えますと、日本の経済が安定しない、また雇用が伸びない中で家庭の負担ばかりが増えてしまうというアンバランス的な状況であります。そういった中で、給食費の一部でも行政が負担をできないものかと思っております。

厳しい財政事情ではありますけれども、町長のお考えをお聞かせ願えればというふうに思っております。

以上２点をお伺いし、壇上からの質問を終わりたいと思います。

(大江議員降壇)

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、大江議員のご質問にお答えをいたします。

まずもって、議員各位のご理解を賜りまして新たに給食センターが完成いたしました。昨年５月から児童・生徒に、より安全で安心な給食を提供できる環境が整いましたことに、改めてお礼を申し上げたいと思います。

最初に給食センターの給食食材・資材等の導入はどのようなマニュアルで仕入れているのかというご質問でございますが、給食食材の導入マニュアルとして定められたものは特に当町にはございませんが、学校給食は学校給食法によって文部科学省が定める学校給食実施基準、また学校給食衛生管理基準等の法令に則って運営するように定められているところであります。

その中で、児童及び生徒の心身の健全な発達に資すること、これを目的に食材の購入についても、信頼のおける事業者から品質・鮮度の良い食材を選んで、購入することとされております。そこで、当町の給食センターにおいても法の主旨を遵守し、登録された納入業者から見積もりによって、品質・鮮度の良いものを安価に購入できるよう努めているところであります。

次に給食費を行政側で負担できるものなのかどうかということでございますが、学校給食法によって給食の実施に必要な施設及び、設備に要する経費並びに、運営上必要な人件費は行政負担とされており、そしてそれ以外の経費については保護者負担と定められております。こういったことから、現在給食費は全額食材費として原材料費に充当しているところであります。

本町の給食は、保護者のみなさんにも大変美味しいという好評で、現在の献立調理水準を維持していきたいということでございますので、議員ご質問の子ども手当の活

用につきましては、これはまた別途検討の必要があると思いますが、現在のところは従来通りの給食費で全額食材費を維持できるように努めて参りたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、給食センターにおける地産地消の件であります。わが町では平成 18 年の 12 月から米飯を全量階上産米としたほか、今年度、22 年度ですが週 3 回の米飯を週 4 回に増やして、そして地場産品の使用に努めているところであります。そしてその他の食材につきましても、食材の種類、時期にもよりますが原則、地場産品・県内産品・国内産品・その他の順に食材を指定しています。

そこで、この 2 時間という限られた時間の中で、1,500 食を調理しなければならないという制約がございます。

機械調理に可能な規格品というのも重要な条件となりますので、現在は鮮度共合わせて良質な物を、地元の産地直売施設を含めた登録業者の中から、見積もりを徴収して安価で購入しているところであります。

なお、規格・鮮度共に食材を購入するにあたりましては大事なことでありまして、学校給食法の主旨に則って、良質で安全なものを購入するように努めております。

今後とも、安全で安心な給食を提供するという事を第一として、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するということを目的に、給食センターを運営して参りたいと思っております。

以上でございます。(町長降壇)

2 番(大江和夫君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 2 番、大江和夫君。

2 番(大江和夫君) ありがとうございます。

今特別なマニュアルはないということでございます。

他所の給食センターではございますが、津軽のお米あるいは郡内にもあるようでございますが、グループが産地の、地産地消に合わせた、産直施設のグループが給食センターと提携しながら資材を納めている。全てではないようですが、農産物に限りそのようなことをやっているというふうな情報も入っております。

担当の行政の方々もその場には講習に行って会議は出ておるかと思うのですが、できれば、わが町でもそのような方法で鮮度の良い、姿形にとらわれず鮮度の良いものを子どもたちに提供できればというふうには思っておりますが、今国の、文部省の文化省のマニュアルの中で、安価で安全なもの、そして限られた納入業者と提携しなが

らということでございますので、それはそれとして、できる限り地元の農産物を地元の子どもたちに与えていただければという考えでございますので、その辺をもしマニュアルの中で無いというのであれば、徐々に導入していただければ有り難いのかなというふうに思っております。

また、この給食費であります。法の中で考えているというのであればやむを得ないではございますが、この辺も極力、こういったご時世の中でございますので、100円でも500円でも家庭の中で、負担が少なくなれば子どもたちも家族も有り難いのかなというふうに思っております。

今一度、町長の考えを聞かしていただければ有り難いかなというふうに思っております。

このご回答をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 大江議員の再質問にお答えいたします。

それぞれの自治体によって様々な形態がございます。

今、議員のご案内のように、任意の生産者組織のことも含むだろうと思いますが、そういった方々と提携した地場産品の納入は、これは可能だと思っております。できればそのようにして参りたいと思っております。

そこで、一つの条件として、課題として、そういった生産者組織の方がある程度の量を、そして先程申し上げましたように、なにせ1,500食を2時間という制約の中で調理できるような形で搬入できれば、それも可能かと思えます。

そういった意味で、地元の方々にも協力、ご理解いただければ、その内容につきましては協議もしていきたいと考えております。

給食費につきましては、現在の質・量を考えた場合に、まず評判の良いという、これはみなさんからの評価をいただいておりますので、これを下げずにある程度のこの内容でとなってくると、やはりこれは子どもたちの健全な心身の育成にというふうな意見が出てきますので、行政の負担ということのお話でございますけれども、これにつきましては現在の、他町村との中でもその辺の単価というものもございますし、この子ども手当の事例もございましたが、これは今後検討はして参りたいと思っております。

以上でございます。

議長（松森 蒿君） 以上で2番、大江和夫君の質問を終わります。

日程第2、議案第1号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての件
を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定
についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定
についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 6 号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 7 号 平成 22 年度階上町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑ありの声あり)

8 番(石川清人君) ハイ。

議長(松森 蒿君) 8 番、石川清人君。

8 番(石川清人君) この補正予算、先般 11 日の協議会において、この地震のハザードマップの説明がございました。

その中で、避難所について、この一覧表について質問させていただきました。

その中で、対象となっている、特に浜手の大蛇小学校、小舟渡小学校そして大蛇集会所、小舟渡集会所、これは地震の時の避難所であると、私は地震イコール津波でしょ。と、勘違いするのではないかと、喧々がくがく言わせていただきました。そういう中で奇しくも 2 時 43 分、このような大地震、とんでもない大津波がきました。

大蛇集会所は跡形もございません。大蛇小学校ここも津波の避難勧告が出されました。当然、小舟渡集会所、小舟渡小学校も津波の時は避難できない。そしてこの中に、但し書きというか、ありますよね。「大蛇集会所は町の指定避難所ですが津波の際には浸水の恐れがあるので使用できません。また、大蛇小学校、小舟渡集会所、小舟渡小学校は浸水の可能性は低いですが、津波の緊急避難には使用せずなるべく高い所に非

難してください。」という内容等、おかしいのではないかと、色々質問させていただきました。

そういう中で、きたわけでございます。大蛇小学校は比較的高い所でございますから、ただし小舟渡小学校、集会所、これは季節的にたまたま小舟渡にはそんなに大きな波が来なかった。これは現実でございます。追越から大蛇にかけたあのような大きな波が来た時に、集会所は一溜まりもございません。小舟渡の。この前でもギリギリだったと聞いています。

それで、この見直しをもう一度やるべきだということでお願いをしてございました。これはもう6千部作ってあるのでしょうか。それが一点。

そしてその時に集会所の、古い集会所はどうなっているのだと、これは2年前3年前と私が一般質問させていただいております。すなわち、国で決めた大きい建物でございます。学校とか。私が一般質問した小さい集会所とかは耐震診断されてなかった。この前に、耐震診断してありますと、この集会所、12箇所。この内、新しい所もあります。今回の予算として補正にも出てきておりませんし、また22年度の予算にも無かったと記憶しております。

実際に、どこの集会所を何月に、耐震診断をされたのか。当然、耐震診断書に基づいてやっているものと思われませんが、その耐震診断書は全てございますか。

詳しく、どこの集会所か何月にやられたのかお伺いいたします。

補正でございますので、今、補正に説明は集会所の耐震を行いました、と説明していました。今回の補正に載ってきてない。ですから、いつやったのですかと聞いているのです。

補正に載ってきてあるのなら質問いたしません。

議長（松森 蒿君） 石川議員。予算書に載っていないから、ここの部分が説明しかねると言っているのですが。

8番（石川清人君） それでは、言い方を変えます。

一言で結構です。間違いなく耐震診断書に基づいてやられていますよね。それだけはお答えください。

そしてこの先般の11日の地震、被災された方がございますけれども、幸いにして人災は無かった。これに対しては非常に役場職員のみなさま、消防関係機関のみなさま、迅速にやってくれたというのは本当に感謝申し上げます。

今この地震というのは、この前11日に起きた地震、ここ一週間で次のまた地震70%、10日の内に50%となっておりまして、もし次にまた大きな地震が来た

時にどうなのかなと、そう思って今確認をしているわけでございます。

きちんとやられたのかどうか、そこだけは教えてください。

総務課長（上 博文君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 総務課長。

総務課長（上 博文君） 石川議員の質問にお答えをいたします。

先般の全員協議会でも各集会所の調査の件はお話申し上げましたけれども、耐震基準に基づく耐震調査・耐震診断ということではございません。あくまでも、簡易な耐震診断、耐久度がどの程度に成っているのかというあたりの調査を 11 集会所において実施いたしたというふうなことでございます。

8 番（石川清人君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君） 私はそうだと思っていました。

即ち、誰かが行って見て、パッと見て、大丈夫だろう。というだけの話でしょ。

これは、見た方は、私みたいな素人ではないと思いますけれども、これは、もう一度お願いでございます。特に古い、30 年以上経っている集会施設等、やはり避難場所になっているから真剣に考えていただきたいのですよ。

見た目で大丈夫だろうと、しかし、今町に出している一般住宅につけても、きちんと基準に基づいて診断しなさいと書いてあるじゃないですか。

どうして町では、きちんとした診断書に基づいて調査しないのか、不思議でなりません。

議員のみなさんは、みんな知っていますよ。

めちゃくちゃ古い、あそこが危ないかなと、地元の住民の人も言っているじゃありませんか。古くて、そっちの方が心配だと。避難して、そっちの方がうちの家よりそっちの方が壊れるのではないかと心配だという声が届いているでしょ。

これは、お願いの立場でございますので、もう一度きちっと、大丈夫だと、このハザードマップは 8.2 マグニチュード、しかし 9 という考えられないものがきました。現実起こったことであります。

そういうことで、11 日のこのハザードマップに対して避難所をもう一回という話

をしているわけでございますよ。

実際この、基準にある耐震診断書に基づいてやってなくて、何をもって補償するんですか。たまたま今回の地震でその集会所の崩壊はなかったけれど、今回の地震は特異な強いようにみえたけど、階上町では崩壊するまでの地震ではなかった。逆に震度5でもその揺れ方によっては崩壊する。これは沢山教訓してきているじゃないですか。

今一度、きちんと調査をしてそして、この避難場所もそういう古くて崩壊の可能性があるのであれば、町の指定として除くべきだと全員協議会にも申し上げていました。どうぞ早急にその辺をきちんと診断していただいて、やっていただきたい。

みなさんは、前に私の一般質問についても、大きい、国の決められた面積以上は、学校関係もやりました。国で定めてないから、集会所みたいな小さいところは見てないでしょ。だけど避難所になっているのですよ、町の。

どうぞ今一度約束を、町長お願いしたい。

これからの、先の話です。いかがですか。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） これまで、回答しておりますとおり、耐震の外見での診断・調査はしてございませんが、まず緊急的な倒壊の恐れに対しての判断は、目安として持っているところでございます。

調査についての約束を、というお話でございますけれども、調査をすることによって、改修云々ということになってくると思いますが、これは基本的に建物自体の老朽化で、改修をまず、第一に考えて、計画的にやっていきたいと思っております。

調査については、現在のところは診断をしましたので、その集会所ごとの程度によって判断していきたいという考えでございます。

それと、中には自宅よりも古い、危険性がある集会所への補償は取れるかというお話もどうかと思いますが、その震度によって、うちの方は避難場所を支持して参ります。その小学校あるいは体育館、公民館等もございますので、それほどの大地震・大災害ということであれば、当然集会所では対応しきれないと思っております。

現段階で、その判断を細かく載せるというわけには参りませんので、これまでの経験的に、幸いにして被害が無かったことから、今はこれで治まっていますけれども、今後は計画的に改修をして参りたいということで、答弁に換えさせていただきます。

よろしくお願いします。

7 番（鹿原章男君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 7 番、鹿原章男君。

7 番（鹿原章男君） 今正常に戻ったようでございます。

いずれ、提出案件、今は補正予算それに関連して議事を進めてもらいたい。と、こう思います。

以上です。

議長（松森 蒿君） はい、わかりました。

私も先程申し上げたとおり、地震もあったしその辺は配慮した考えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

他にありませんか。

これをもって質疑を終了致します。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 7 号 平成 22 年度階上町一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 9、議案第 8 号 平成 22 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算についての件から、日程第 11、議案第 11 号 平成 22 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第 9、議案第 8 号 平成 22 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算につい

ての件から、日程第 11、議案第 11 号 平成 22 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 10 号 平成 22 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 10 号 平成 22 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

時間は追ってお知らせいたします。

(休憩開始 午前 11 時 40 分)

(休憩終了 午後 14 時 30 分)

議長(松森 蒿君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 13、議案第 12 号 平成 23 年度階上町一般会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑ありの声あり)

9 番(山田恵治君) ハイ。

議長(松森 蒿君) 9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君） 今回の大震災・地震によって、階上町の海岸線、漁業関係も大変な打撃を受けたわけですが、64 ページ 65 ページにある農業振興費の「臥牛山祭り」と 75 ページ水産商工費の「いちご煮祭り」が載っておりますが、この毎年行われている祭りではありますが、今回の災害でどのように進んでいくのかをお聞きます。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 山田議員の質問にお答えいたします。

この町の 2 大イベントでございます「臥牛山祭り」並びに「いちご煮祭り」の件でございますが、今、議員からお話ございましたように、こういった状況の中で如何にすべきか、ということで、実は実行委員会の正副実行委員長で幹部会議を急遽開催したところでございます。

そして色んなご意見が出ましたけれども、みなさんもこの状況下、それぞれの部門に携わっている方々、そしてまた更にはいちご煮資源等の被害状況、利用者等も含めて、今の状況では新年度はやむを得ないということで、中止の方向で決定をしたところでございます。

みなさま方には産業振興という主たる目的で、開催してございますが、また振興の前に再生から復旧に向けて全力を上げていきたいと思っておりますので、これについてはいずれ、現在予算として計上しておりますが、補正で処理させていただきたいと思っております。

以上です。

9 番（山田恵治君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 9 番、山田恵治君。

9 番（山田恵治君） ありがとうございます。

私もそのように進めることがベストだと思います。

終わります。

議長（松森 蒿君） 他にありませんか。

3 番（林 貢君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 3 番、林 貢君。

3 番（林 貢君） 今の山田議員の質問に関連しまして、そのようなことがあれば、できれば冒頭に町長の方から、私は内々にあるのかなという感じで聞いていましたが、質問しなければそういうことを前もって、答弁をしてくれないということであれば、今までの提案の仕方もそうですが、その点をもう少し町長の方から積極的に、そういうことを我々に開示していただきたいと思いますので、その辺を要望したいのですが、お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） おっしゃるとおりでございますが、被害等の状況、そしてまた亡くなられた、そういうことをさっきも話申し上げ、予算に関連した部分でございましたので、色々考えましたけれども冒頭の説明が無かったことは、お詫び申し上げます。

今後は、こういうことの無いようにいたしたいと思います。

議長（松森 蒿君） 他にありませんか。

8 番（石川清人君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君） まず一点目、小舟渡の屯所の約 4,000 万円補助をみておりますが、協議会においても図面すら、平面図すら出てこない。

どこの場所なのか分からない。こういう説明が一度も行われておりません。

今の、これはそういう中で、どういうふうにして我々議員は審議していいのか、いささか困るわけでございます。これはもう、議会無視である。これは基本的な考えでございますが、町長、副町長、なぜ説明しなかったのかお伺いいたします。

そして今、おそらく議員のみなさまも平面図、図面さえ誰も持っていないと思います。

どうぞ、必要な議員には今この時間、質問している間にコピーして配付していただきたいと思います。 よろしくお願ひします。まずそれが一点。

そして今、山田議員からもございました、「臥牛山・いちご煮祭り」この質問の中で私も考えておりました。先程、山田議員からお話がありましたとおり。

昨日、決定しているわけでございます。なぜ、今朝、議会が始まる前に我々に報告が無かったのか。

本当に、こういうやり方も疑問に思っております。

先程の、町長の方からそういう形でということで決定したと、さてこの復旧災害にこの予算を向けて欲しいのは当然山々でござひます。

そういう中で、昨日、追越の方に、現場の方に行きました。あの寒い中、潜って湾の中築港の中を一生懸命片付けておりました。その現場の人たちに言わせると、大きな重機が無いと物を上げられない。その重機の予算をお願いしたけど、出してもらえなかった。これはどれが本当か嘘か分かりません。これを今、そこに集中するつもりはござひません。今こうして追越、被災された家の方が自分の家を片付けず、そういう状態でやっているわけでござひます。

何よりも、やはり船が出て、これは自分たちばかりの利益じゃないと、物が無い、コンビにも無い、何も無い、といち早く漁に出てやりたい、ということでござひました。

もう一点、地震以来、解除になってから地元の人たちが一生懸命、今言ったとおり被災された方々も一生懸命やっております。

人手が足りないという話でござひました。

今後の話でござひますが、町長さん、ボランティアという方法もあるでしょうし、また、緊急として災害復旧のための雇用も一つの手じゃないかと思ひます。これは早急に、緊急雇用対策、今こそこの災害復旧のために早く募集して何人でもそこに派遣するべきだと考えております。

この点はひとつよろしくお願ひします。

また、業者の方々が勇気をもって色んな残骸・船等を移動していました。これも全部ボランティアだと業者の人たちがそう言っていた。このボランティアに対しても限りが出てくるわけでござひます。そういう予算等もふりわけていただきたいし、また、商工会に入っているみなさん、本当に一生懸命やっています。商工会にも予算がありません。そういう今後の予算の中で、各々の立場に、やはりこう振り分けて分散するべきじゃないでしょうか。

町長さんも副町長さんも大変忙しくて、もっと上の方で動いてもらわなければいけない。そういう中でまた、各々の課長さんたち、全部町長さん副町長さんに大小かわらず全てを相談しなければいけない、決算をもらわなければいけないというシステムになっていると思いますが、ある程度の軽微なものは課長単位で判断をしてやらせるということも、これは絶対必要なことだと思います。責任は全部、町長がみる。各々の課長たちにある程度の権限を与えて、そういう軽微なものをやれという支持を是非していただきたい。

一日も早く、一時間でも早くやらなければいけない問題でございます。

さて、次に登切小学校のこれからの計画のお話でございますが、私は9日の協議会の方に参加できませんで、詳しいことは総務課長の方から色々とお伺いいたしました。

4年5年6年、そして27年には指定管理者という制度になっていると、そしてこの中には加工グループ・そば振興委員会、以外の収入は見込んでいない、とございます。

加工グループの方は今までの決算等が出てきております。そば振興委員会の方の決算は聞いておりません。これは町長が最初の町長選に出る時にこの階上早生を実行し、拡大をし、雇用を生み出すというものでした。

さて、あれから丁度5年。そしてまた今現在20町歩から30町歩に増やそうとする計画でございます。

そういう中で、登切小学校、そば振興委員会、赤字になるのか黒字になるのか、登切小学校でやった場合の利益はどのくらい見込んでいるのかお伺いいたします。

それと併せて、27年度指定管理料、26年度もそうでございますが、草刈り作業委託料、25年26年見ております。60万。年3回、一回につき20万。少し高いのではないかなと考えております。

そしてまた、この登切小学校、集会施設でも使うわけでございます。今現在ある集会施設、地元で全て草刈りをしております。勿論、無償でございます。そういう中で今後完成した場合に、地元のみなさんは集会所として使用する。当然ある程度ボランティアで草刈り等をしていただくのは基本的な考え方とっております。

それから27年度、指定管理料、これは70%みておりますが、修繕費プラス新たに30万円程みております。この修繕費、毎年30万円ずつ、みていくわけでございますが、今の登切小学校改築にあたり殆ど新しくなるものだし、改修するものだと思っております。この、年間30万円の修繕料というのは何を想定して上げているのかお伺いいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 質問が多岐にわたっていることと、そしてまた登切は全員協議会の資料の中で説明した細かい細部の質問でございますので、それに充分答えられないかもしれませんが、それは担当の方から答えはさせたいと思います。

分団の屯所の予算の前の図面の話でございますけれども、これについては議員もご承知だとは思いますが、場所の選定から内容等も含めて地元の元団長であります議員さん、そして区長さん部会長さん方から色々働いていただいて、その内容等についてもご理解をいただいて、進めてきたところでございます。そしてそれに基づいて、まずこれはその中での大まかな設計の平面図はございますが、正式な形で出すものではないということはご理解いただけるかと思ひます

詳細設計については、これから予算が通って次に進むわけでございますが、この図面については、ご要望がございましたので、平面図については今からみなさま方には配布はいたしますけれども、公に提示すればこれはまた決まったのかと誤解される場合もありますので、今これから配付の準備をさせたいと思ひます。

それから、イベントの話をなぜ先にしないかという話についきましては、私の考えとして、今の予算に関連してお話しをしようと思ひていたところでございます。

工事車輛の燃料については、不確かな部分で今追及する気はないというお話もございましたけれども、そういう次元の問題ではないと思ひます。これについては、担当課の方で工事をしている方の方と燃料は確保しながらやっているはずでございますので、その部分は今後の検討課題とさせていただきます。

今後の復旧に向けた片付け等の人手等が必要になる、ボランティア等も含めて、今ボランティア活動でしていただいている方もございます。予算は勿論取ってはございませんが、とにかく協力してくれる方をお願いしながら、それはそれなりの手当はしていかなければならないと思ひております。

後は、担当から答弁させます。

総務課長（上 博文君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 総務課長。

総務課長（上 博文君） 旧登切小学校の指定管理を前提とした経費のお話でございますが、まず草刈り委託料 60 万円の件でございますが、これにつきましては、参考

といったものは通常の設計に用いる労務単価、これが通常ですと 1 万 2,140 円ですけれども、諸々その現場にあった形で単価を色々検討した結果ですね、労務単価にすれば 2,000 円と、正規の基準でいきますと 1 万 2,000 円と積算に用いたのは 2,000 円と、これについては、2,000 円の単価につきましては単純に労務単価ばかりじゃなくて、例えば個人が持ち寄る草刈り機これの油代、それから刃の代金、それから草を集めなければなりませんので、その作業に要する労力あるいは軽トラック等、これはトラックそのものもございしますがその燃料等を考慮して 2,000 円位というふうなことで積算をした結果でございます。

それから、集会所等は今でもそのボランティアでやっているからというふうなお話もされましたけれども、ここにつきましては面積が約 2 万 1,700 ございします。ですので、これを、この広さを全て地元が労力奉仕をとというふうなことにはならないだろうというふうなことで、そういう考えの基に 60 万という金額を弾き出しているものでございます。

それから、指定管理料の中に修繕料を 30 万加えているというふうなことで、この修繕料の中身はというふうなことでございますけれども、これにつきましては、本体部分は当然町がやらなければいけないということでございますけれども、この 30 万の考え方は小破、それから消耗品的な取り替えを要するものと、そういうふうなもので、積算上は何がいくらというふうな積算はしてございせんが、まるめた金額で 30 万円というふうに考えているものでございます。

以上でございます。

産業振興課長（荻ノ沢甚逸君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 産業振興課長。

産業振興課長（荻ノ沢甚逸君） 石川議員のそば振興委員会は赤字になるか黒字になるかという部分でございますが、お答えを申し上げます。

まず、そば振興会の決算につきましては、今年度はまだでございますので把握はしてございません。

21 年度の決算までは、赤字ではございません、若干の黒字記帳で今推移をしてございます。

それからもう一つは、登切小学校で行った場合はどう見込んでいるかというお話でございます。まだ、学校活用して、これだけを見込むというところまではいって、話し合いはしておらないと思います。そもそも学校は、仮想ではございますが登切小

学校の運営協議会なるものを組織して、その中に加工グループ・そば振興会も一緒になってそこを活用して、活性化を図っていくということでございますので、そのままの状況で登切小学校にそば振興会が入った場合は、今の状況でいえば、若干の黒字記帳ではいくとは思いますが。ただその運営委員会の中で色々な今年度年間行事を組むと思います。例えばそば打ち講習だったりとか、様々そういった行事を組むと思いますが、それによっては若干の収入も得られるかなと思います。

まだ、その辺までは具体的に見込んではありません。

以上でございます。

8 番（石川清人君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君） ありがとうございます。

この小舟渡屯所の、先程の町長の答弁で決定する前に図面を配付すると混乱するといわれた。

私は議会の協議会等でせめて平面図くらいどういう格好なのかと、現に予算約 4,000 万円見ているじゃないですか。例えば階上駅舎、箇所を指定されてかけておりますが、予算見る前に地元と相談しながらこういう図面で進みますよと、大体の概算はこの位ですよということで進めてきているじゃありませんか。同じことじゃありませんか。

町長の認識とは違うみたいなのですが、せめて議会の協議会において、今あるわけです平面図が、具体的な図面がこうしてあると我々議員としても、今日、予算を認めて、こういう格好だよと説明できるじゃないですか、そういうことを申し上げたのであって、何も示されないまま何を参考にしてこの審議をしていいのかという部分をお話したのであって、何か町長、勘違いして答弁しているみたいでございます。再答弁は結構でございます。

この屯所を一緒に考えていることだと思います。それはそれで、今始めて見させていただきました。そういうことなのですよ。屯所、私も小舟渡の現場をみております。地震がくればあそこはやばいなと、私も思っただけでお願いをしてきた一人でもありますし、ただ基本的な考え方、議会は議会としてこういう事を出していただきたいということをお願いしておきます。

それから登切小学校、今色々課長の方から説明がありました。確かにこの草刈り作業等、一般公園等の作業の算出を見習って出ております。1 トン以上の車を持って何

処かに移動した場合、反別も広くて地元というのも分かります。じゃ、その反別が広い、私は全部やれとは言っていないのですよ。だからできる部分と地元協力として受ける部分と色々組み合わせて進めてもらいたいという事でございます。

やはりこれ、毎年毎年税金が出て行くわけでございます。これはまだ3年後の話でございますから、そこはまた地元とできるだけ協力していただいて、できるだけ税金を抑えてもらうよう、要するに管理料ですね、もう一度お願いを申し上げておきます。

それから、そのそば振興でございますが、先程申し上げた5年間、現在の20町歩から30町歩に増やす、先程町長が予算以外だと言っていましたけれども、計画は実際にあるわけでございます。5年間はやはり新しく始めたもの、ある程度5年間6年間で今までの部分を精査しながら、これは町を揚げて階上早生をやろうとしているわけですよ、そういうことなのですよ。20町歩で足りなくて30町歩にするのかということなのですよ。

じゃあ、雇用が何人生まれたか、じゃあその雇用が年収いくらになっているか、そこまでやっぱり、ある程度計算して、伸びてきたなど。

そういうところが、何も説明がないから、本当は一般質問で取り上げてやれば良かったのですが、関係分野として敢えてお尋ねしているわけでございます。

そして今までに、色んな議員の方々がこの「そば」に対して質問していました。付加価値を付けなければいけないと、ずっと答弁してきております。でも現在その動きが見えないのですよ。だから町を揚げての、それだけのことをするのであればみんなの意見を聞きながら、もっともっと真剣に考えて進めていかないと何にもならない格好になるのではないかと、非常に危惧しているわけでございます。どんどん南郷さんに持っていかれるのではないかと、そう考えております。

町長に、もう一度お伺いします。

この設計、この議会の協議会でなぜこの平面図くらいは出して説明しなかったのか、という考えをきいています。

今一度答弁願います。

総務課長（上 博文君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 総務課長。

総務課長（上 博文君） お答えします。

なぜ協議会に説明が無かったのかということでございますけれども、私共は、何が協議会に説明しなければいけない。これは、全部お知らせできればいいのですけれど

も、物によってはいらぬ物もあるというふうに認識をしてございまして、屯所の部分につきましては、これは今、新しく、初めて屯所を作るというふうな性格のものでございませぬ。これまで分団の屯所は7箇所ございまして、その1分団の屯所が老朽化して危険な状態にあるということで、これは、別の場所に建替えが必要だというふうなことで、またその中身についても、特段これまでの屯所と大きく変わっているものではないというふうにおもってございます。

平均的な、少しだけ広く考えておりますけれども、特段変わったものでもないということで、これについては特段、事前に議会のみなさま方に協議するあるいは報告する案件ではないのではないかというふうなことで判断して、そういうふうにしたものでございます。

石川議員ご指摘のように、こういったものまで事前に説明すべきだというふうなことであれば、今後気を付けたいというふうに思います。

以上です。

8番（石川清人君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 8番、石川清人君。

8番（石川清人君） 色々ありがとうございます。

個々で考え方の違いがあるみたいで、議論しても仕様が無いわけでございますけれども、これには新規事業費で載っているわけですよ、だから議会で何も分からないまま全部質問していかなければならないわけですよ。そういう時間を省きたいために、協議会でざっくりばらんでいいから説明するべきではないかということで質問させていただきました。今の課長の答弁だと、継続だから説明するものでは無いということで受け止めてよろしいのですね。

今後の議会において、そういう認識で私は行動いたします。

以上、そこを一つだけ答えてください。

総務課長（上 博文君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 総務課長。

総務課長（上 博文君） 必要ないと申し上げたつもりはございませんけれども、先程なぜ説明しなかったのかという部分については、先程答弁したとおりでございます。

尚且つ今回そういうふうなことで議員から言われましたので、それについては今後でできるだけ説明する方向でやっていきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（松森 蒿君） 他にありませんか。

5 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君） 当初予算を全体的に見ますと、義務的経費は昨年度とほぼ変わりはありませんが、投資的経費の方が6億いくら位大きくなってございます。そのことについてですが、内訳はこの間協議会の方でも説明を受けて認識をしてございます。というのは今回その災害が発生したわけでございます。この当初予算を組んだ時は昨年の中で編成をしながらきたものと思います。

今回このような大きな災害が発生したわけでございます。まずその経費的投資の中で、それを後回しにしても復興に向けてその部分をこの災害にあてるべきと考えます。それぞれ基金を取り崩したり、手当していくのしょうけれども、また正常に戻った時に、また経費的投資はできるわけでございます。その部分をまず、順位を付けるならば復興に向けたものにして欲しいなと思うわけですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

現在被害の取りまとめをしている最中ですが、個々の物件もさることながら、公共施設が大分打撃を受けております。

その中でも、今の災害復旧の国庫補助の対象のあり方もそれぞれ様々ございます。そういった中で、現在ある中では町負担持出分が結構かかるものもあるという状況でございますので、今議員からお話しがございましたように、この災害復旧はまず、最優先課題だと思いますので、今後の予算執行にあたってはまず、とにかく町民の生活をできるだけ現状復帰させることに全力をあげ、そしてまた公共施設の建直しについて

も予算の配分等は充分注意をして進めていきたいと思っております。

以上でございます。

5 番（加藤 祐君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 5 番、加藤 祐君。

5 番（加藤 祐君） 町長のその考え方に私もそう思います。これから執行するのに優先立ててまずそこをということを考えまして、安心をしております。

どうかその部分を一日も早い復興を願っておりますので、これをお願いして質問を終わります。

議長（松森 蒿君） 他にありませんか。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 平成 23 年度階上町一般会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 14、議案第 13 号 平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計予算についての件から、日程第 16、議案第 17 号 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算についての件まで、3 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第 14、議案第 13 号 平成 23 年度階上町国民健康保険特別会計予算についての件から、日程第 16、議案第 17 号 平成 23 年度階上町後期高齢者医療特別会計予

算についての件まで、3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第17、議案第14号 平成23年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算についての件及び、日程第18、議案第16号 平成23年度階上町公共下水道事業特別会計予算についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、日程第17、議案第14号 平成23年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算についての件及び、日程第18、議案第16号 平成23年度階上町公共下水道事業特別会計予算についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号 第4次階上町国土利用計画基本構想を定めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第18号 第4次階上町国土利用計画基本構想を定めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号 公の施設の使用に関する協定の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 19 号 公の施設の使用に関する協定の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 20 号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 20 号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 21 号の件を上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) 追加提案いたしました、議案第 21 号 階上町教育委員会の任に任命する者につき同意を求めることについての件について、ご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものです。

以上であります。

議長(松森 蒿君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第 23、議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求め

ることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

よって、議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定しました。

日程第 24、陳情第 2 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局 青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情の件を、議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設受任委員長。(委員長登壇)

産業建設常任委員長(郷州公典君) 産業建設常任委員会に付託されました、陳情第 2 号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配付されております陳情審査報告書のとおり、採択と決定いたしました。

以上、報告を終わります。(委員長降壇)

議長(松森 蒿君) 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情 2 号の件については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 2 号の件については委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第 25、議会案第 1 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局 青森河川国道事務所の存続を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 1 号については議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第 1 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局 青森河川国道事務所の存続を求める意見書の件を決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 26、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

総務財政常任委員長及び教育民生常任委員長から、目下委員においての審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定により、閉会中も引続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

総務財政常任委員長及び教育民生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、総務財政常任委員長及び教育民生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る3月11日開会の本定例会も本日をもって閉会となりますが、議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして慎重にご審議を尽くされ原案のとおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

議決頂きました各議案の執行にあたりましては、万全を期して参りたいと存じておりますので何とぞ、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員各位におかれましては、今任期中最後の定例会となりました。

4年間の行政との両輪ということで、ご協力賜りましたことにお願ひ申し上げます。残された任期、それぞれの議員におかれましてはご健勝でご活躍されますことをご記念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

誠に有難うございました。

議長（松森 蒿君） これにて平成23年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 15時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

